

4月7日

〔県知事選挙〕
〔県議会議員一般選挙〕

投票日

4月21日

〔市長選挙〕
〔市議会議員一般選挙〕

●一票がつくる 秋田・大館の新時代●

4月7日(日)
知事・県議選挙
告示日 知事選挙・3月18日
県議選挙・3月29日

☆投票できる人

▽年齢・4月7日現在で満20歳以上の人(昭和46年4月8日までに生まれた人)

▽転入・3月28日現在で、3

カ月以上大館市に居住している人(平成2年12月28日以前から大館市に居住して、住民基本台帳に記

録されている人)

▽2年12月29日以降に県内の市町村から大館に転入した人

転入前の市町村で投票することになります。この場合「現在地住民登録証明書」が必要

ですので、投票日の前に本市民課で交付(無料)を受けてから、投票所へ行ってください。

なお、これに該当する人でも転入前の市町村の選挙管理委員会に手続きすれば、大館市

で不在者投票できます。

▽3月11日以降に

市内で転居する人

事務処理上、三月十一日以降に転居の届け出をした人については、入場券は転居前の住

所へ郵送されます。入場券に記載された投票所で投票してください。もし入場券が届かなかったら、市選管へご連絡

ください。

▽今回の入場券はハガキです。三月中旬、個人ごとに郵送します。お確かめください。

▽入場券は県知事・県議選挙及び市長・市議選挙のどちらにも使えます。

4月21日(日)
市長・市議選挙
告示日・4月14日

☆投票できる人

▽年齢・4月21日現在で満20歳以上の人(昭和46年4月22日までに生まれた人)

▽転入・4月13日現在で、3

カ月以上大館市に居住している人(平成3年1月13日以前から大館市に居住して、住民基本台帳に記

録されている人)

▽2年12月29日以降に県内の市町村から大館に転入した人

転入前の市町村で投票することになります。この場合「現在地住民登録証明書」が必要

ですので、投票日の前に本市民課で交付(無料)を受けてから、投票所へ行ってください。

なお、これに該当する人でも転入前の市町村の選挙管理委員会に手続きすれば、大館市

で不在者投票できます。

▽3月11日以降に

市内で転居する人

事務処理上、三月十一日以降に転居の届け出をした人については、入場券は転居前の住

所へ郵送されます。入場券に記載された投票所で投票してください。もし入場券が届かなかったら、市選管へご連絡

ください。

▽今回の入場券はハガキです。三月中旬、個人ごとに郵送します。お確かめください。

▽入場券は県知事・県議選挙及び市長・市議選挙のどちらにも使えます。

不在者投票

▷対象者・投票日当日、勤務地の関係や仕事の都合で不在の人、病気などで投票が困難と予想される人。

▷期間

①知事選挙 3月18日～4月6日

②県議選挙 3月29日～4月6日

③市長・市議選挙 4月14日～4月20日

▷場所・市選管事務室(市役所第2会議室)

▷持参するもの・印鑑(ハンコ)、入場券

▷宣誓書・不在者投票する人は、不在期間、行き先の住所、用務内容、本人の職業などを宣誓書(用紙は選管事務室にあります)に書かなければなりません。

○出稼ぎ等の場合・・・出稼ぎなどで他市町村へ滞在中の人は、滞在中の市町村で不在者投票できます。この場合は大館市の選管へ投票用紙等を請求しなければなりませんから、早めに手続きしてください。

○指定病院内での不在者投票・・・県指定の病院(市立総合病院、労災病院、石田病院、今井病院、東台病院、西大館病院)に入院中の人で、歩行困難な人はその病院内で投票できます。

○郵便による不在者投票・・・身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で、重度障害(両下肢、体幹1、2級、内部疾患1、3級及び同項症)の人は郵便で投票できます。この場合、市選管に郵便投票証明書等を請求してください。

▽投票所が変わります

杉沢投票区の投票所が次のと

選挙人名簿を縦覧できます

選挙時登録で選挙人名簿に登録した人の住所、氏名、生年月日を記載した書面を、つぎにより縦覧できます。	▽県知事選挙 期間・3月18日～19日 (平成3年3月17日・選挙時登録)	▽県議選挙 期間・3月29日～30日 (平成3年3月28日・選挙時登録)	▽市長・市議選挙 期間・4月14日～15日 (平成3年4月13日・選挙時登録)	※時間 8時30分～17時 (土、日もできます)	※場所 市選管事務室
---	---	--	---	--------------------------------	---------------